

建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討について
とりまとめ(案) 参考資料

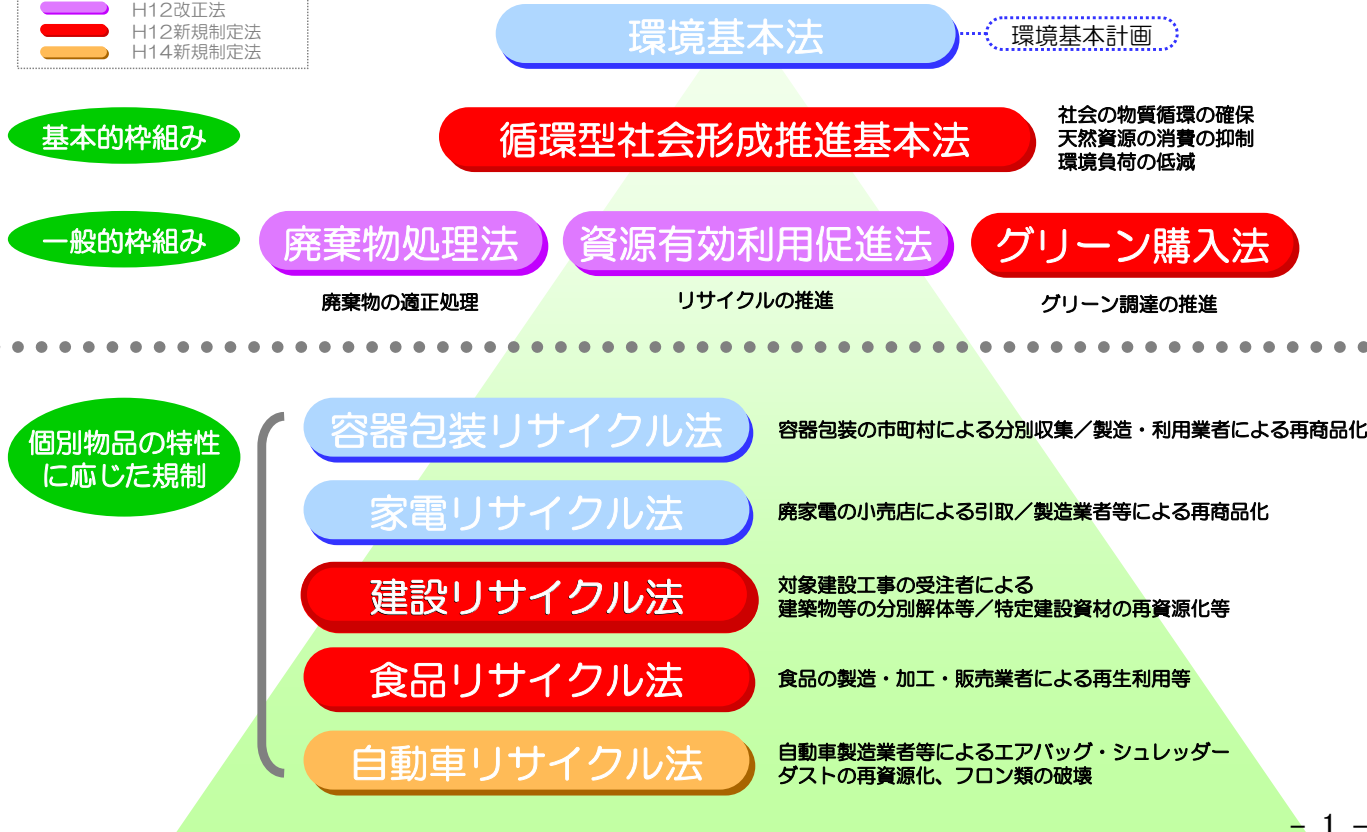
目 次

循環型社会形成推進のための法体系	1
建設リサイクル法の仕組み	2
建設リサイクル制度における主な課題(1/2)	3
建設リサイクル制度における主な課題(2/2)	4
第2循環型社会形成推進基本計画の概要	5
持続可能な社会に向けた統合的取組の展開	6
物質フロー指標 -第2次循環型社会形成推進基本計画において目標を設定する指標-	7
特定建設資材廃棄物のリサイクルフロー	8
特定建設資材廃棄物の再資源化施設整備状況(1/2)	9
特定建設資材廃棄物の再資源化施設整備状況(2/2)	10
対象工事届出・通知件数の推移	11
解体工事の元請業者について	12
解体工事業登録業者数の推移及び分析	13
特定建設資材廃棄物の再資源化率等の推移	14
建設廃棄物の再資源化率等の推移	15
建設廃棄物の排出量と最終処分量の推移	16
産業廃棄物の不法投棄量及び件数の推移	17
分別解体等における工事内容及び費用の明確化	18
対象工事件数及び届出・通知率の推計	19
小規模建築物における分別解体及び運搬時の課題	20
分別解体における施工事例	21
機械施工が可能な工事の事例	22
有害物質含有建材が特定建設資材の再資源化に支障を来すケース	23
フロン回収・破壊法の仕組み	24
廃石膏ボードが特定建設資材の再資源化に支障を来すケース	25
建設リサイクル法による完了報告と廃掃法によるマニフェストとの関係	26
行政庁におけるパトロール及び助言・勧告等の実施状況	27
建設発生木材の縮減状況	28
バイオマス発電における木材利用量の推移	29
廃石膏ボードのリサイクルにおける現状・課題(1/2)	30
廃石膏ボードのリサイクルにおける現状・課題(2/2)	31
建設系不法投棄の発生原因	32
全国一斉パトロールの実施状況(1/2)	33
全国一斉パトロールの実施状況(2/2)	34
建設リサイクル法の周知・啓発活動	35
その他主要建設資材廃棄物におけるリサイクル等の状況	36
発生抑制の取組事例(1/3)	37
発生抑制の取組事例(2/3)	38
発生抑制の取組事例(3/3)	39

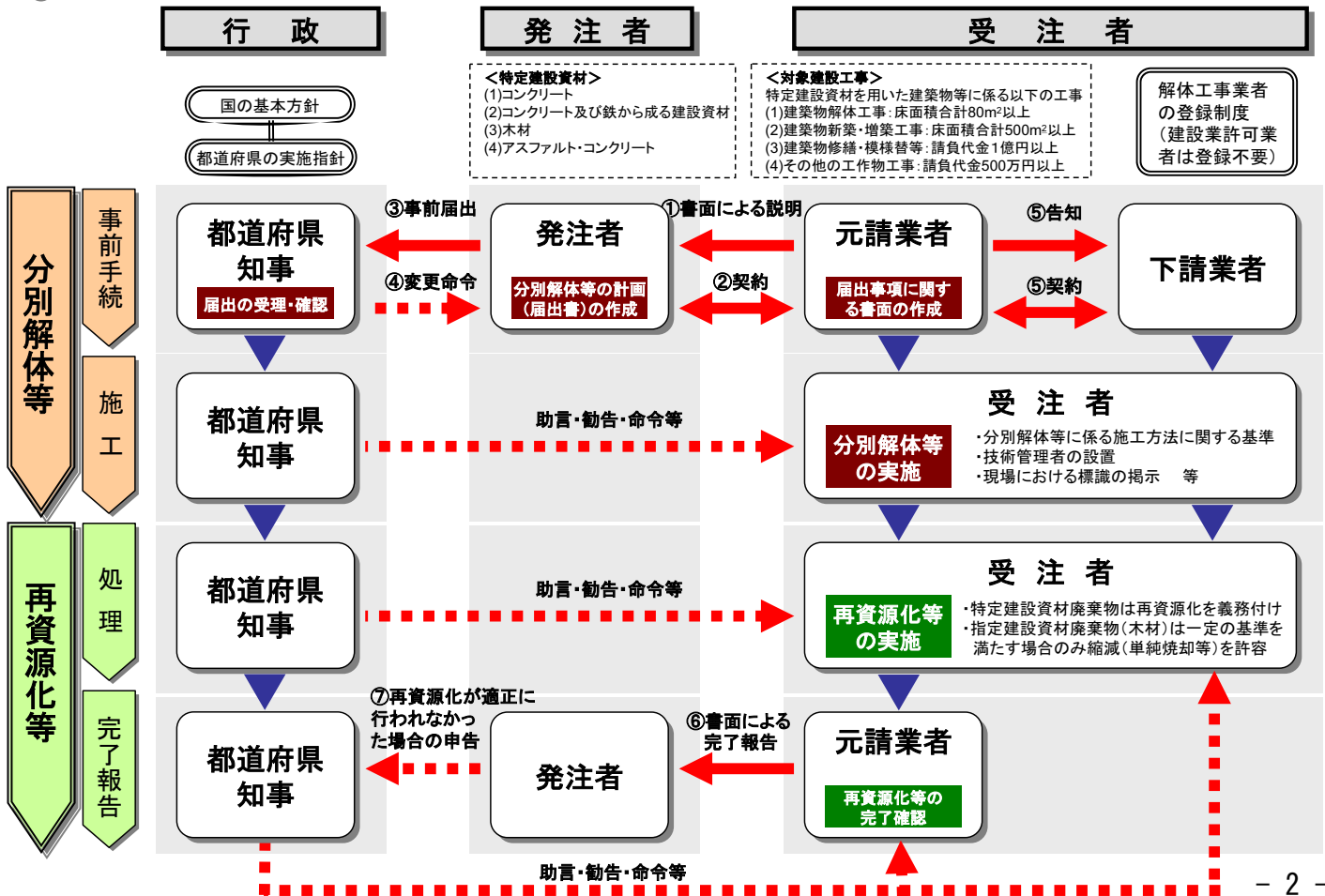
再使用・再生資材の利用の取組事例	40
電子マニフェストの加入・登録情報	41
全建設廃棄物排出量に占める対象工事カバー量及び実把握量	42
規模基準を変更した場合の行政事務量	43
建築物等の解体工事等に必要な許可・登録について	44
事前届出及び通知の内容	45
建設汚泥のリサイクルにおける現状・課題	46
建設系不法投棄の発生パターン	47
不法投棄対策の体系	48
現場標識の掲示	49
状況把握の強化について	50
建設リサイクル法の事務処理を行う自治体について	51
都道府県等における情報提供の取組	52

循環型社会形成推進のための法体系

- H12以前の制定法
- H12改正法
- H12新規制定法
- H14新規制定法



建設リサイクル法の仕組み



第2次循環型社会形成推進基本計画の概要

第1章 1

(平成20年3月閣議決定)

現状と課題

- 関係主体の取組により、最終処分量の減少など循環型社会の形成の推進に一定の成果
 - 世界的な資源制約、地球温暖化等の環境問題への対応の必要性
- 3Rの徹底など国内外において循環型社会の形成をより一層進めていくことが課題。

循環型社会の中長期的なイメージ

- 「低炭素社会」や「自然共生社会」に向けた取組とも統合した、「持続可能な社会」の実現
 - よい良いものが多く蓄積され、それを活かした豊かさが生まれる「ストック型社会」の形成
- 地域の特性に応じた循環型社会（地域循環圏）、「もったいない」の考えに即したライフスタイル、関係主体の連携協働、ものづくりなど経済活動における3Rの浸透 など

指標及び数値目標

【1 物質フロー指標】

- (1) 数値目標
- ① 「入口」: 資源生産性 → 約42万円/トン
(平成12年度から約6割向上)
 - ② 「循環」: 循環利用率 → 約14~15%
(平成12年度から約4~5割向上)
 - ③ 「出口」: 最終処分量 → 約23百万トン
(平成12年度から約6割減少)
- (2) 「低炭素社会への取組との連携に関する指標」等を補助指標として設定
- (3) 地球規模の環境問題の認識を広める指標である「隠れたフロー・TMR」などを、推移をモニターする指標として設定

各主体の取組

○連携・協働

循環型社会の形成に向け、すべての主体が相互に連携

○国民

・マイ箸、マイバッグの利用などのライフスタイルの変革

○NGO/NPO、大学等

・連携・協働のつなぎ手
・知見の充実や信頼情報の提供

○国

・関係主体のパートナーシップを図るとともに、国全体の取組を総合的に実施

○事業者

・不法投棄の防止や3Rの徹底
・廃棄物処理の高度化、産業間連携

○地方公共団体

・関係主体のパートナーシップを図るとともに、国全体の取組を総合的に実施

- ①低炭素や自然共生との統合的取組（廃棄物発電やバイオマス利活用）、
- ②「地域循環圏」の形成推進、③3Rに関する国民運動、④グリーン購入の徹底など循環型社会ビジネスの振興、⑤発生抑制を主眼とした3Rの仕組みの充実、⑥3Rの技術とシステムの高度化、⑦情報把握と人材育成
- ⑧ごみゼロ国際行動計画や東アジア循環型社会ビジョン、資源生産性の向上等国際的な循環型社会の構築

【2 取組目標】

- (1) 数値目標
- ① 一般廃棄物の減量化
→ 約60%減(平成12年度比)
 - ② 産業廃棄物の最終処分量
→ 意識: 約90% / 行動: 約50%
 - ③ 国民の3Rに関する意識・行動
→ 循環型社会ビジネス市場規模 約2倍(平成12年度比)等
 - ④ 循環型社会ビジネスの推進
- (2) 「レジ袋辞退率」や「3R取組上位市町村」など、各主体の取組の推移をモニターする指標を設定
- (ア) 1人1日当たりのごみ排出量
(イ) 1人1日当たりの生活系ごみ排出量
(ウ) 事業系ごみ排出量

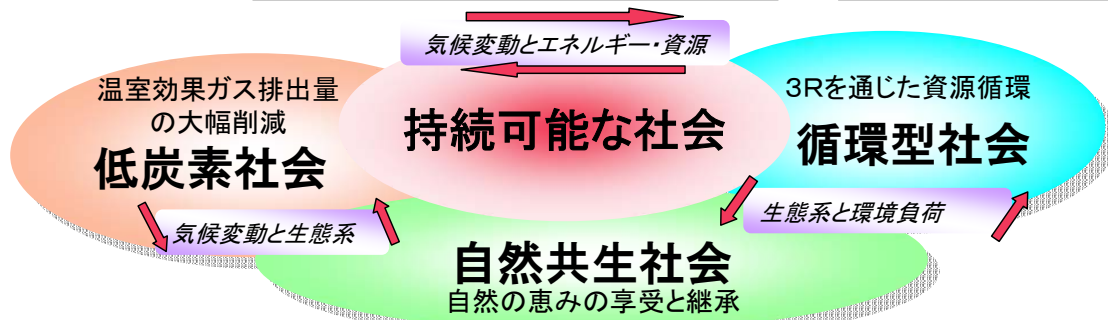
- 5 -

持続可能な社会に向けた統合的取組の展開

第1章 1

第2次循環型社会形成推進基本計画より

持続可能な社会の実現に向け、低炭素社会や自然共生社会に向けた取組と統合して、循環型社会の形成を国内外問わず実現



循環型社会、低炭素社会、自然共生社会の構築に向けた統合的な取組

自然との共生を図りながら、人間社会における炭素、水、窒素も含めた物質循環を自然、そして地球の大きな循環に沿う形で健全なものとし、持続的に成長・発展する社会の実現を図る

○循環型社会、低炭素社会の統合的な取組の推進

- ✓ 廃棄物発電の導入等による熱回収の徹底
- ✓ 持続的な廃棄物発電のあり方の検討や産業工程から発生する中低温熱の業務施設等での利用促進
- ✓ バイオマス系循環資源の有効活用
- ✓ 環境負荷の低い静脈物流システムの構築

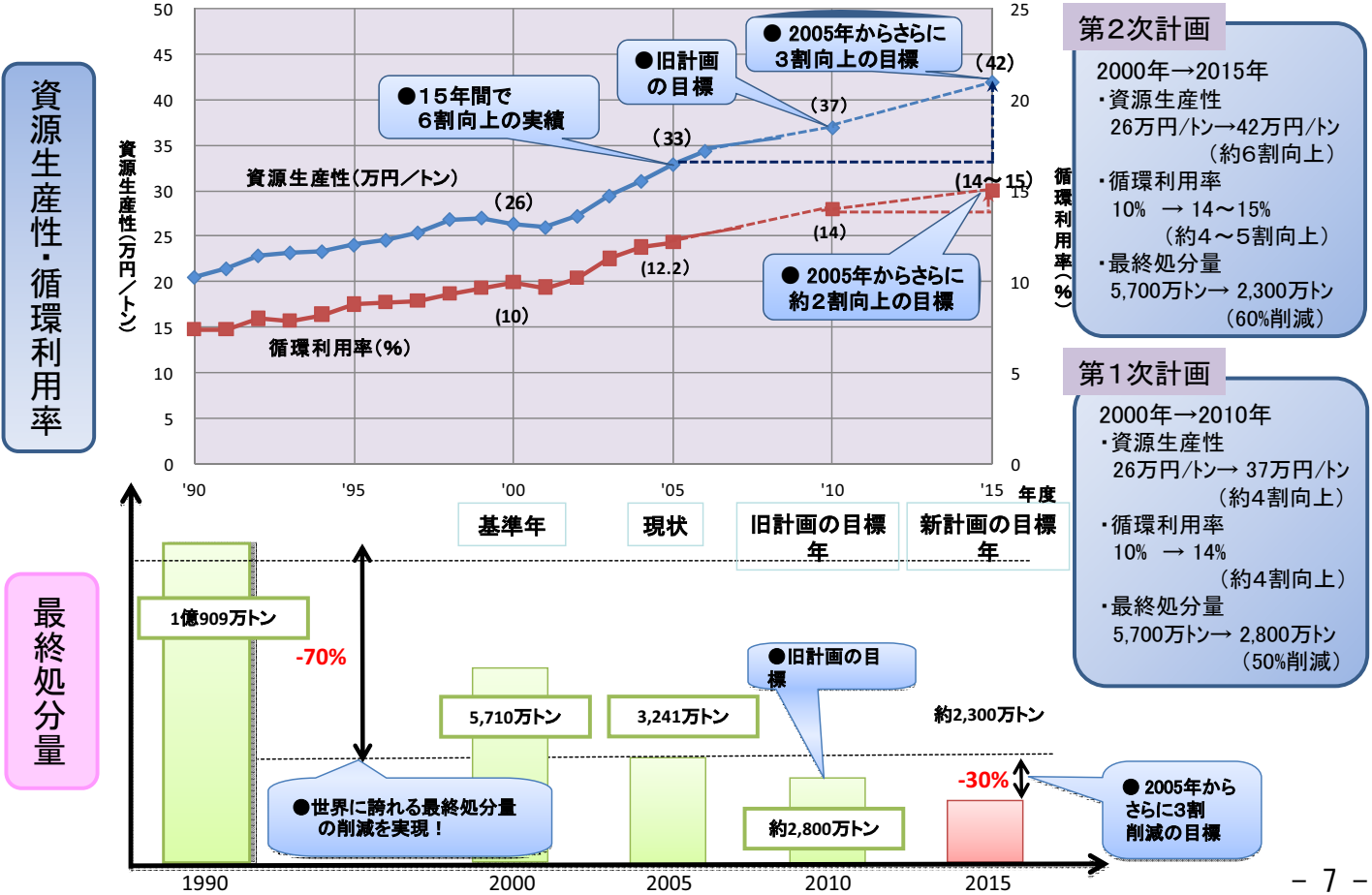
○循環型社会、自然共生社会の統合的な取組の推進

- ✓ 枯渇性資源の使用量増大の抑制
- ✓ 住宅をはじめ長期間社会で使用することを推進することにより、自然界からの新たな資源採取を抑制
- ✓ 生物多様性の保全に配慮した、再生可能な資源の持続可能な利用の推進
- ✓ 環境保全型農林水産業の促進

- 6 -

物質フロー指標 - 第2次循環型社会形成推進基本計画において目標を設定する指標 -

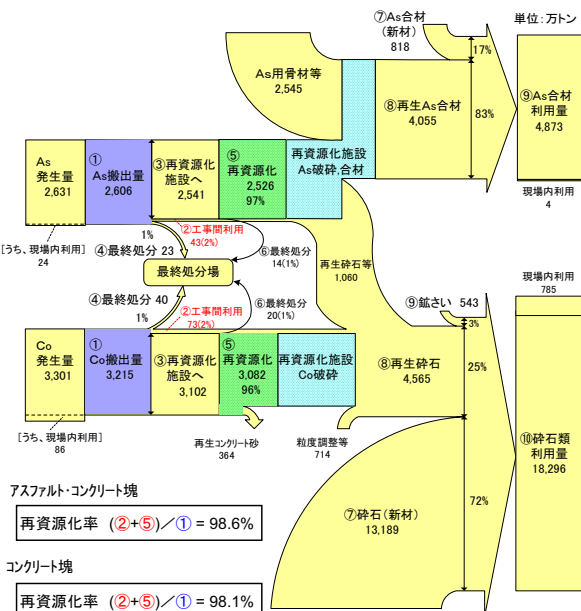
第2次循環型社会形成推進基本計画より



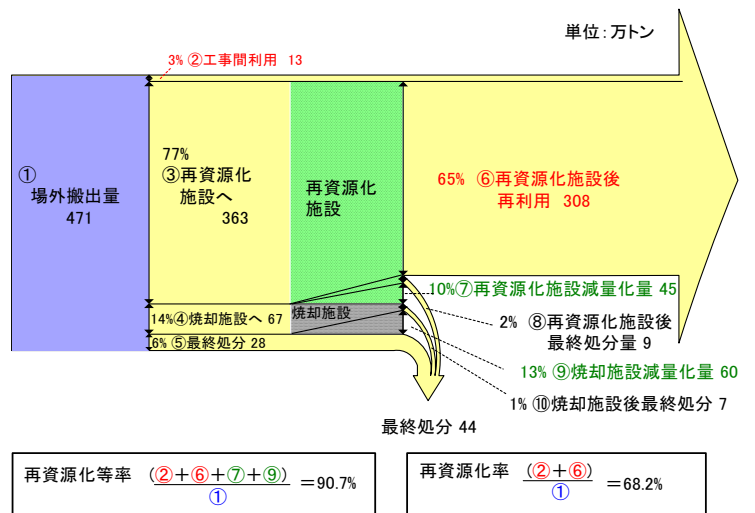
特定建設資材廃棄物のリサイクルフロー

- As塊及びCo塊は、ほとんどが再資源化施設で破碎されたのち、建設工事にて「再生砕石」や「再生As合材用骨材」等として利用されている。
※コンクリート及び鉄からなる建設資材は、破碎することによって鉄を取り出すことができ、建設工事に使用されている鉄が不要となったものについては有価で引き取られて再生されている。
- 建設発生木材は、77%が再資源化施設へ搬入されチップ化。一方で23%が縮減。

①アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊



②建設発生木材(伐木材等含む)



特定建設資材廃棄物の再資源化施設整備状況(1/2)

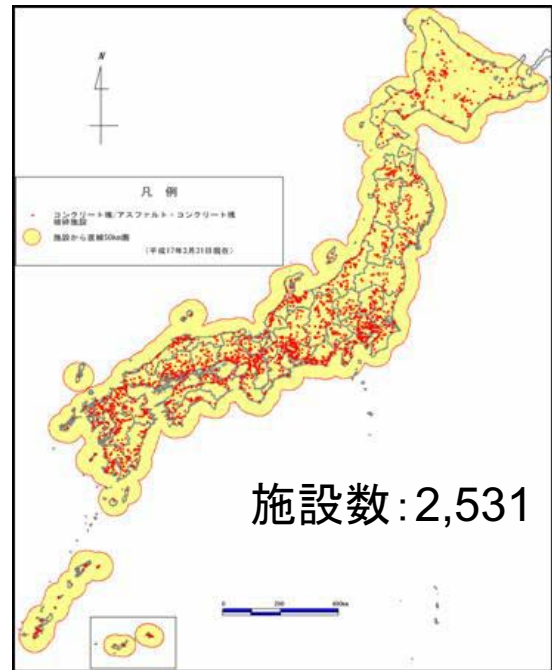
第1章 2.(1)

①アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊

- コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の再資源化施設(破碎施設)は、平成17年現在で2,531施設。平成12年から平成17年にかけて741施設増加。
- 全国に多数の施設が広く分布している(一部離島等を除く)。



平成12年



平成17年

出典: 建設副産物実態調査(国土交通省) ※回答があった施設

- 9 -

特定建設資材廃棄物の再資源化施設整備状況(2/2)

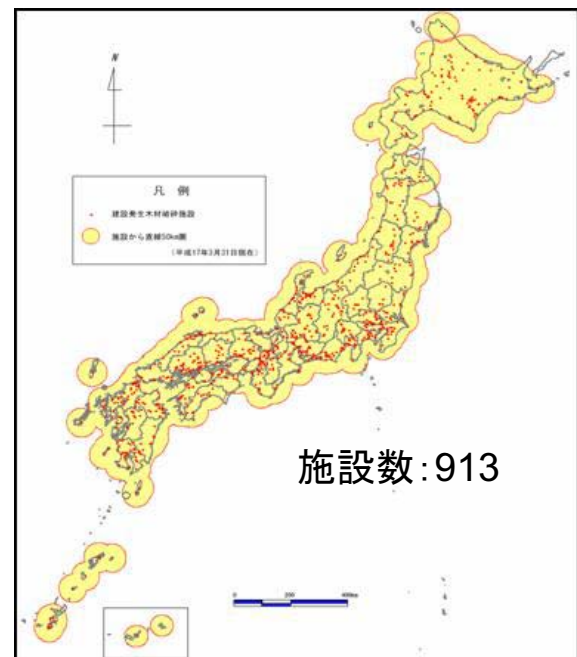
第1章 2.(1)
第3章 2.(3)①

②建設発生木材(伐木材等含む)

- 建設発生木材の再資源化施設(チップ化施設)は、平成17年現在で913施設。平成12年から平成17年にかけて675施設増加している。
- 周辺に再資源化施設が無い地域が一部残っているが、概ね解消されつつある。



平成12年



平成17年

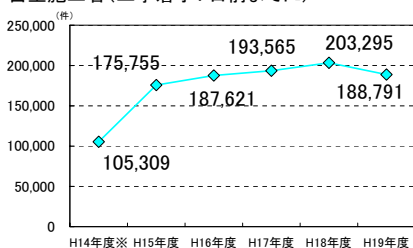
出典: 建設副産物実態調査(国土交通省) ※回答があった施設

- 10 -

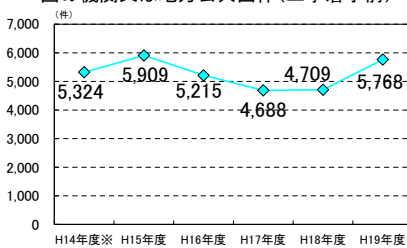
対象工事届出・通知件数の推移

■届出+通知件数は、建築物工事で増加、その他工作物工事(土木工事)で減少。

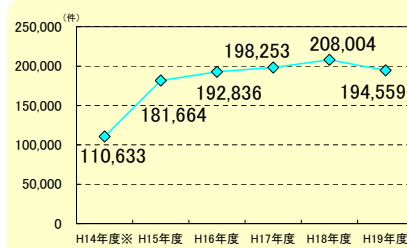
【10条届出】民間工事の発注者又は自主施工者(工事着手7日前までに)



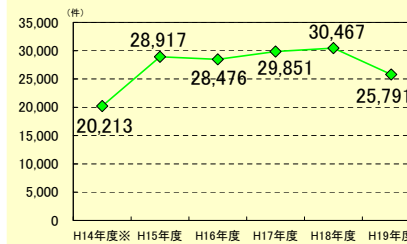
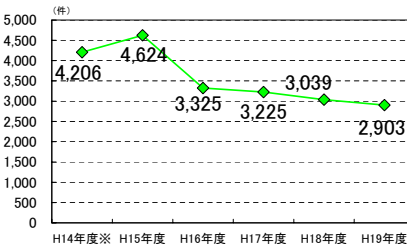
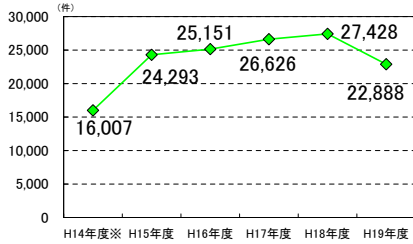
【11条通知】国の機関又は地方公共団体(工事着手前)



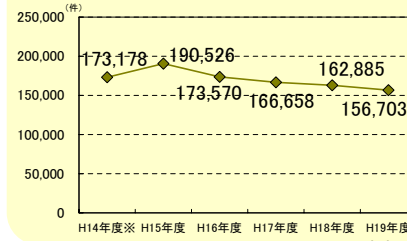
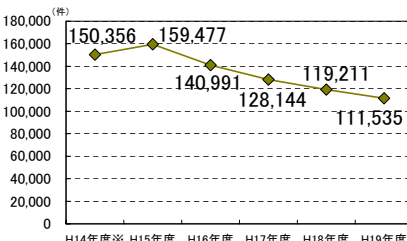
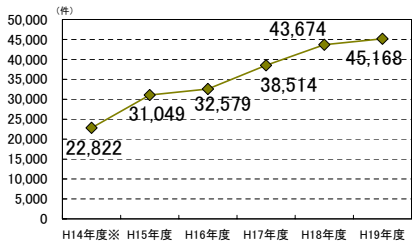
【合計】:届出+通知



①建築物解体



②建築物新築・増築



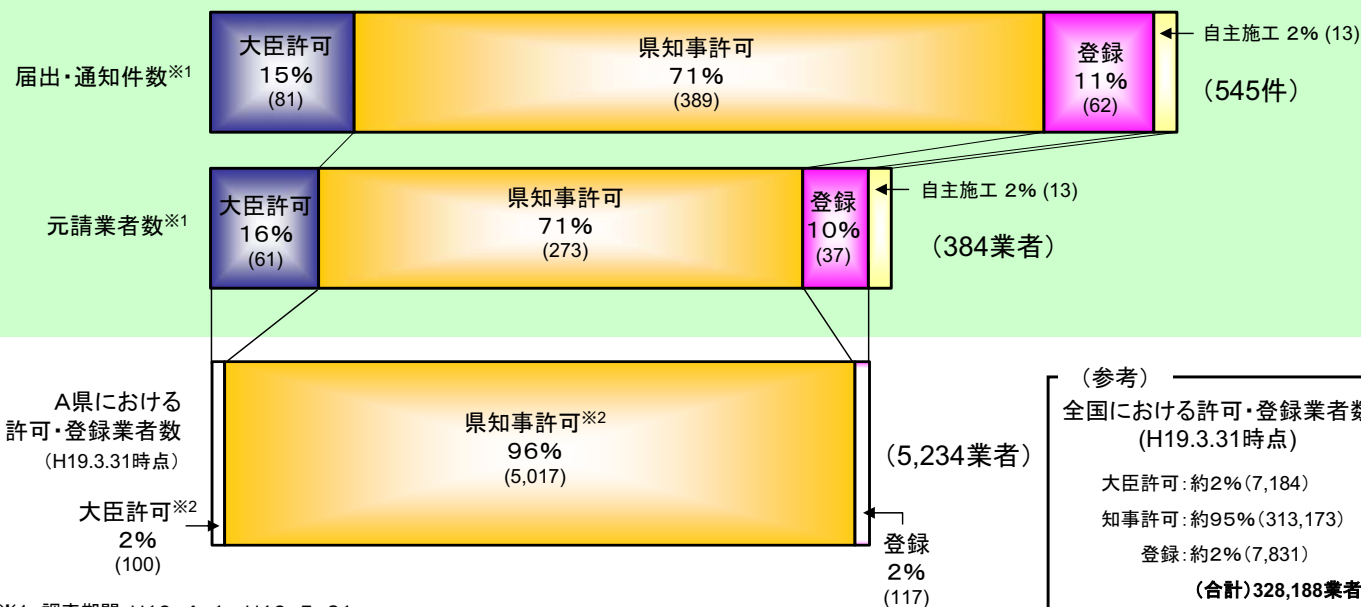
③その他工作物

※H14年度は、平成14年6月～平成15年3月の期間

解体工事の元請業者について

- 届出・通知に記載のある元請業者数の約9割が建設業許可業者であり、建設リサイクル法による登録業者は約1割に過ぎない(A県における調査より)。
- 解体工事を請け負うことができる業者の98%が建設業許可業者である。

◎建設リサイクル法の届出・通知(建築物に係る解体工事)の内訳(A県における調査)



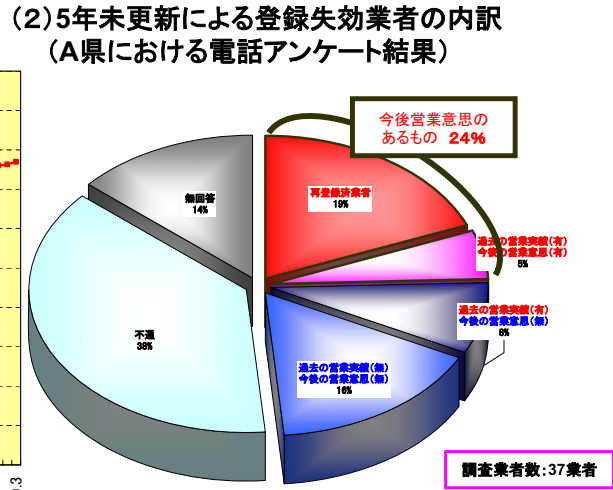
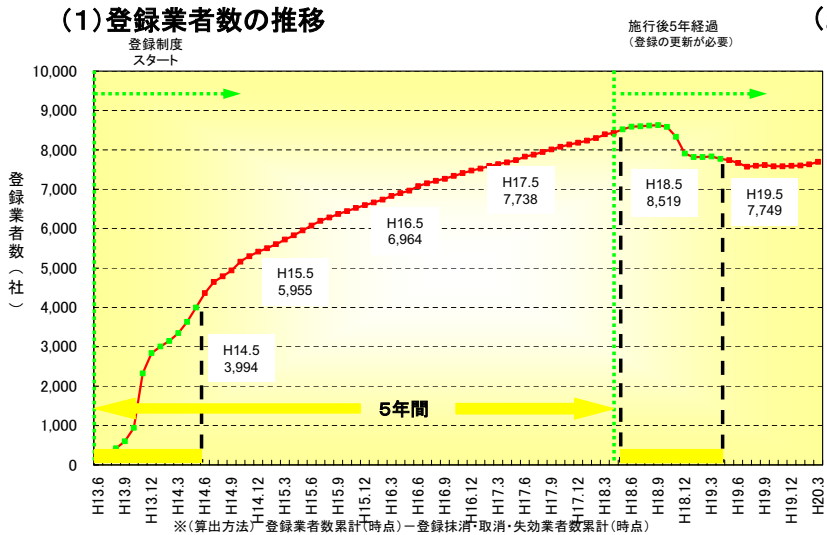
※1 調査期間: H19. 4. 1~H19. 5. 31

※2 大臣許可及び知事許可: 土工/建築/とび・土工・コンクリートのいずれかの許可を取得している業者数

注) 四捨五入の関係上、合計値と合わない場合がある。

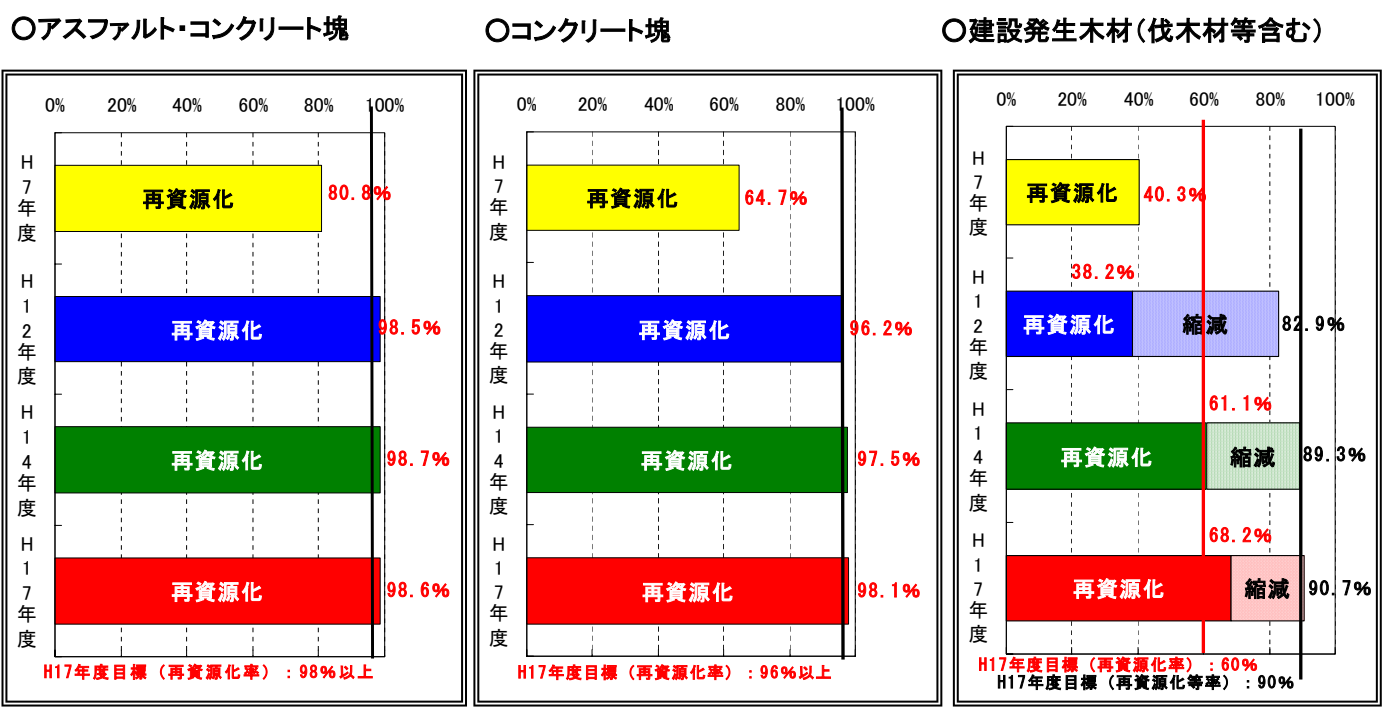
解体工事業登録業者数の推移及び分析

- 登録開始から5年間(～H18.5) : 登録業者数は順調に増加
5年経過後(H18.6～) : 登録未更新に伴う失効により、登録業者数が一時的に減少
- アンケート調査によると、未更新業者のうち、失効後再登録を行ったものは約2割で、今後も解体工事業を営む意思のあるものは約4分の1である。
→登録業者の中にも、営業実績や意思のない者が一定割合存在する可能性が高い。



特定建設資材廃棄物の再資源化率等の推移

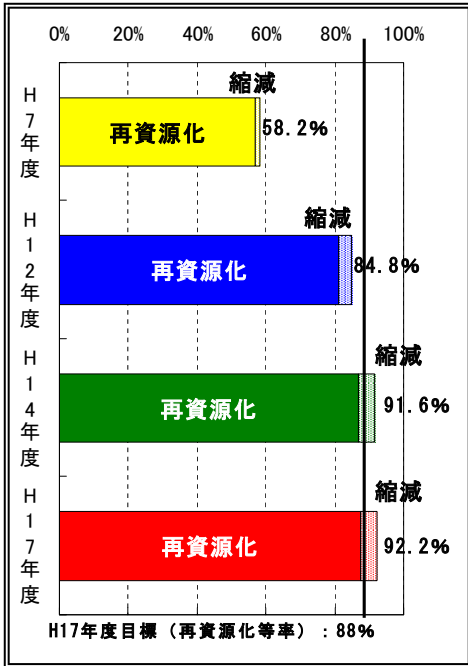
- 特定建設資材の再資源化率は、着実に上昇し平成17年度目標※を達成している。
※建設リサイクル推進計画2002(国土交通省)における目標



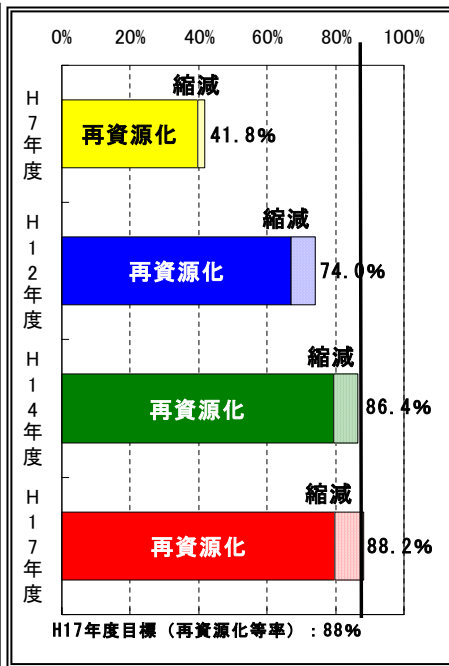
建設廃棄物の再資源化率等の推移

- 建設廃棄物の再資源化等率は、着実に上昇し平成17年度目標※を達成している。
※建設リサイクル推進計画2002(国土交通省)における目標
- 建設リサイクル法施行後、建築系廃棄物の再資源化等率が高い伸びを示している。

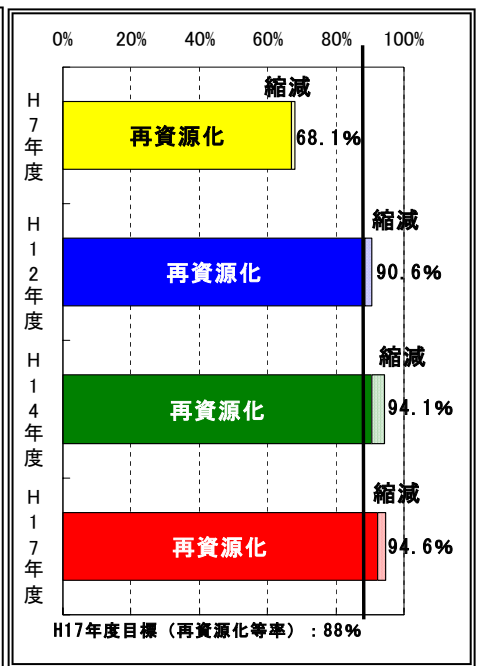
○建設廃棄物合計



○建築系廃棄物

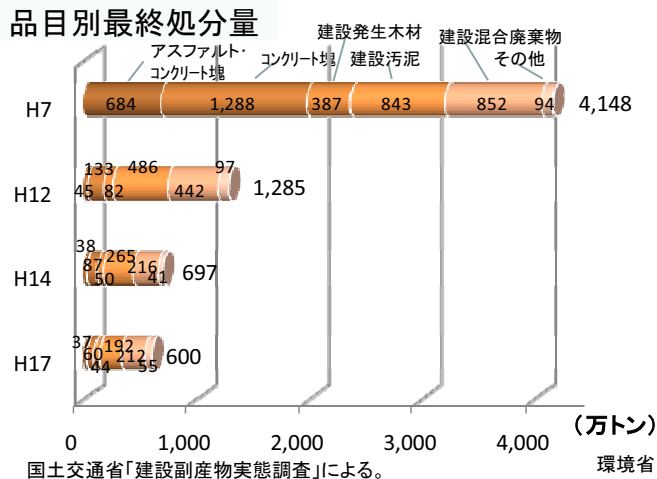
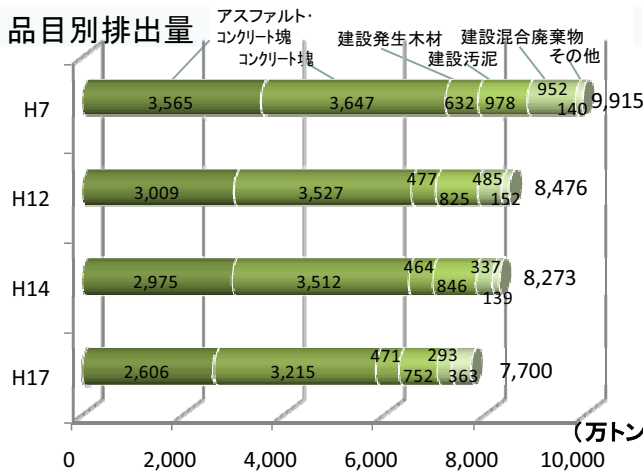


○土木系廃棄物

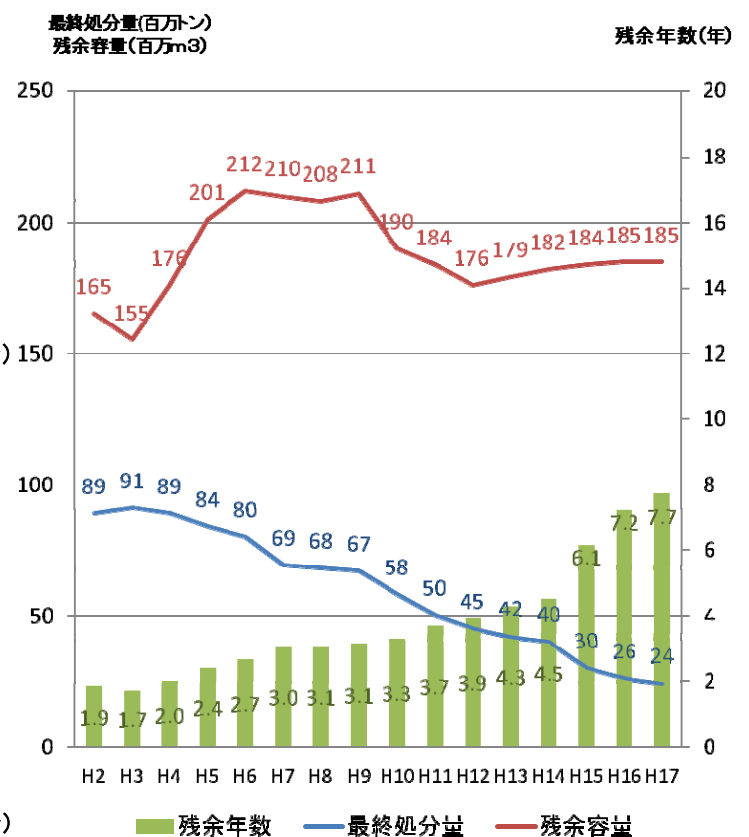


出典: 建設副産物実態調査(国土交通省) - 15 -

建設廃棄物の排出量と最終処分量の推移



産業廃棄物最終処分量と最終処分場の残余容量



環境省「産業廃棄物の排出・処理状況調査」、「産業廃棄物行政組織等調査」による - 16 -